

酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領

〔昭和58年11月30日 農林水産省畜産局長通知
58畜A第3777号〕

改正 昭和63年3月5日63畜A733号
平成8年3月13日8畜A281号
平成12年6月6日12畜A第1459号
平成17年5月25日17生畜第542号
平成22年8月27日22生畜第1101号

第1 都道府県計画

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「法」という。）第2条の3に規定する都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）は、農林水産大臣が定める酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）の内容と調和するとともに、都道府県の区域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向を十分勘案の上、目標年度において到達が可能となるようなものとして作成するものとし、その作成及び協議については、次に定めるところによるものとする。

1 都道府県計画の作成に当たっての留意事項

(1) 関連計画等との調整

都道府県計画については、家畜改良増殖計画、農業振興地域整備基本方針、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等酪農及び肉用牛生産に関連する他の計画との関係に十分配慮し、これらの計画相互間の調整を図るものとする。

なお、都道府県計画の立案部局は、その作成に当たって、あらかじめ関係部局の意見を聴くものとする。

(2) 関係者の意見

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和29年政令第233号以下「令」という。）第1条の2第2項の規定に基づいて聴いた学識経験者の意見は、都道府県計画の内容に十分に反映させるものとする。

(3) 資料の整備

都道府県計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について市町村別に資料を整備するものとし、特に、近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標の作成に必要な事項については、十分な調査を行うものとする。

ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）

イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）

ウ 飼料生産状況（飼料供給地面積、乳牛換算1頭当たり飼料供給地面積等）

(4) 計画期間

都道府県計画は、平成32年度までの期間につき作成するものとする。

2 都道府県計画の様式

都道府県計画は、別記様式第1号に定めるところにより作成するものとする。

3 都道府県計画の記載上の注意

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針については、当該都道府県の農業振興を図る上での酪農及び肉用牛生産の役割・機能、6次産業化の取組等による持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換、資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農及

び肉用牛生産への転換、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保等についての基本的な考え方を記述するものとする。

- (2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、基本方針の内容と調和を図るものとする。
- (3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標については、酪農及び肉用牛生産の持続的発展を図るため、小規模な家族経営を含めた、意欲あるすべての経営が主体性と創意工夫を發揮し、経営を発展させるよう促していくことを旨として、一定の立地条件の下での多様な酪農及び肉用牛経営の展開に資するよう、飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的取組を経営指標として設定するものとする。

具体的には、規模拡大による経営の効率化のみではなく、家畜改良や飼養管理技術の向上を通じた生産性の向上を踏まえつつ、6次産業化による付加価値の向上、地域の飼料資源を含めた国産飼料の積極的な活用、ヘルパー、コントラクター、TMRセンター等の支援組織の活用等を通じた作業の外部化による省力化等の取組を織り込んで設定するものとする。

なお、経営概要のうちふん尿処理方式及び生産性指標のうち土・草に係る事項については、自給飼料基盤に立脚した資源循環型の酪農及び肉用牛生産の振興を旨として、経営方式ごとに地域の実情に即した基本的な指標を提示するものとする。

指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、各指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給率の向上に関する事項等についても指標の区域区分に従って記載するものとする。

- (4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、生産コストの低減や省力化のために、多様な経営がそれぞれの経営形態に応じた取組を行う必要があるものの、飼養規模の拡大が1頭当たり労働費の低減を図る手段となることを踏まえ、乳牛については、規模や管理方式に応じた新しい飼養管理技術の活用、牛群検定の普及促進、自給飼料中心の飼料給与体系への転換を通じた生産性の向上等に、肉用牛については、遺伝的能力を十分に發揮するための飼養管理技術の改善、地域の飼料資源等を活用した品種特性に応じた肉用牛の生産の推進、自給飼料中心の給与体系への転換を通じた生産性の向上等に重点をおいた具体的措置について記述するものとする。
- (5) 飼料の自給率の向上に関する事項については、稲発酵粗飼料、飼料用米等飼料作物の生産・利用拡大、コントラクター、TMRセンター等飼料生産支援組織の育成・活用、粗飼料の広域流通体制の構築、資源循環型社会への貢献を念頭においた耕畜連携の強化及びエコフィードの生産・利用拡大、草地の整備改良、放牧の促進、稲わら等未利用資源の利用促進等具体的措置について記述するものとする。
- (6) 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項のうち集送乳の合理化については、指定生乳生産者団体の一層の機能強化を図ることが重要であることから、更なる農業協同組合連合会・単位農協等の再編整備や指定生乳生産者団体における貯乳施設の再編整備等、集送乳業務の指定生乳生産者団体への集約・一元化に関する都道府県の具体的な措置について記述するとともに、生産者団体による計画生産の円滑な実施を通じ、需要に応じた生産を推進していく必要があることを踏まえ、生乳の効果的な用途別計画生産の着実な実施、
(季節間の需給変動、生乳流通の広域化等に的確に対応した効率的な生乳流通システムの構築等による)需給見通しの精緻化に基づいた需給調整機能の強化について記述するものとする。

また、乳業の合理化については、生乳流通の広域化の進展、飲用牛乳市場の縮小等を踏

まえ、酪農経営の創意工夫を活かした多様な生産形態に対応した流通体制の構築に配慮しつつ、製造販売コストの低減、品質の向上及び衛生対策の高度化を推進するため、計画的な乳業工場の整理・統合等具体的措置について記述するものとする。

さらに、牛乳・乳製品の安全性の確保については、HACCP手法の導入等具体的な措置について、牛乳・乳製品の需要の拡大については、消費者の多様なニーズに対応して、牛乳・乳製品の機能性・有用性等に着目した需要拡大のための具体的措置について記述するものとする。

肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項については、家畜市場の再編整備と機能の高度化、肉用牛の地域内一貫生産の推進、広域的な産地食肉処理施設の再編整備・大規模化、食肉処理の自動化・省力化システムの開発・導入、食肉処理施設における安全性向上のための処理・加工技術の高度化、産地食肉センターにおける部分肉流通の促進、食肉卸売市場の整備、HACCP手法を取り入れた食肉処理の推進、国産牛肉の需要拡大、業務・加工分野における需要拡大等のための具体的な措置について記述するものとする。

(7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、具体的措置について記述するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の3第3項の規定に基づいて、農林水産大臣に協議しようとするときは、別記様式第2号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び別記様式第3号の説明書を添えて地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては直接）農林水産大臣に提出するものとする。

なお、原則として、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）への提出は、平成23年2月28日までに行うものとし、農林水産大臣は、提出を受けた計画に係る協議について、平成23年3月25日までに回答を行うものとする。

第2 市町村計画

法第2条の4に規定する市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「市町村計画」という。）は、都道府県計画の内容と調和するとともに、市町村の区域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向を十分勘案の上、目標年度において到達が可能となるようなものとし、その作成及び協議については、次に定めるところによるものとする。

1 市町村計画の作成に当たっての留意事項

(1) 関連計画等との調整

市町村計画については、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等酪農及び肉用牛生産に関連する他の諸計画との関係に十分に配慮し、これらの計画相互間の調整を図るものとする。

なお、市町村計画の立案部局は、その作成に当たって、あらかじめ、関係部局の意見を聴くものとする。

(2) 関係者の意見等

令第1条の3第2項の規定に基づいて聴いた酪農経営又は肉用牛経営を営む者の意見は、市町村計画の内容に十分反映させるものとする。また、当該計画の内容として、当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は土地改良区若しくは土地改良連合が行う事項について定めようとするときは、同項の規定に基づき当該団体と協議することとなっているので留意すること。

(3) 資料の整備

市町村計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について市町村における資料を整備するものとし、特に、酪農経営及び肉用牛経営の改善の目標の作成に必

要な事項については、十分な調査を行うものとする。

ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）

イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）

ウ 飼料生産状況（飼料供給地面積、乳牛換算1頭当たり飼料供給地面積等）

(4) 計画期間

市町村計画は、平成32年度までの期間につき作成するものとする。

2 市町村計画の様式

市町村計画は、別記様式第4号に定めるところにより作成するものとする。

3 市町村計画の基本的考え方

(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針には、当該市町村の農業振興を図る上での酪農及び肉用牛生産の役割・機能、6次産業化の取組等による持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換、資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保等についての基本的な考え方を記述するものとする。

(2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については都道府県計画の内容と調和を図るものとする。

(3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標については、酪農及び肉用牛生産の持続的発展を図るため、小規模な家族経営を含めた、意欲あるすべての経営が主体性と創意工夫を発揮し、経営を発展させるよう促していくことを旨として、市町村内あるいは都道府県計画における同一区域内の市町村において、一定の立地条件の下での多様な酪農及び肉用牛経営の展開に資するよう、飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的取組を経営指標として設定するものとする。

具体的には、規模拡大による経営の効率化のみではなく、家畜改良や飼養管理技術の向上を通じた生産性の向上を踏まえつつ、6次産業化による付加価値の向上、地域の飼料資源を含めた国産飼料の積極的な活用、ヘルパー、コントラクター、TMRセンター等の支援組織の活用等を通じた作業の外部化による省力化等の取組を織り込んで設定するものとする。

なお、飼料生産に係る部分については、稲発酵粗飼料や飼料用米等の飼料作物の生産拡大、コントラクターやTMRセンター等飼料生産支援組織の育成・活用等を通じた飼料の自給率の向上を実現する目標を示すものとし、効率的な飼料生産作業単位に焦点を当てた指標として設定するものとする。

また、環境に係る部分については、農業の自然循環機能の維持増進を図る観点から、家畜排せつ物のたい肥化又は液肥化を基本とし、適正かつ効率的な処理・利用に焦点を当てた指標として設定するものとする。

目標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の目標を設定することが適当でない場合には、各目標ごとに、それぞれの条件に応じて地域区分を行い、その区分ごとに目標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給率の向上に関する事項等についても目標の地域区分に従って記載するものとする。

(4) 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置については、生産コストの低減や省力化のために、多様な経営がそれぞれの経営形態に応じた取組を行う必要があるものの、飼養規模の拡大が1頭当たり労働費の低減を図る手段となることを踏まえ、乳牛については、規模や管理方式に応じた新しい飼養管理技術の活用、牛群検定の普及促進、自給飼料中心

の飼料給与体系への転換を通じた生産性の向上等に、肉用牛については、遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の改善、地域の飼料資源等を活用した品種特性に応じた肉用牛の生産の推進、自給飼料中心の給与体系への転換を通じた生産性の向上等に重点をおいた具体的措置について記述するものとする。

- (5) 飼料の自給率の向上のための措置については、稲発酵粗飼料、飼料用米等飼料作物の生産・利用拡大、コントラクター、TMRセンター等飼料生産支援組織の育成・活用、粗飼料の広域流通体制の構築、資源循環型社会への貢献を念頭においた耕畜連携の強化及びエコフィードの生産・利用拡大、草地の整備改良、放牧の促進、稲わら等未利用資源の利用促進等具体的措置について記述するものとする。
- (6) 生乳の生産者の集送乳の合理化のための措置については、需要に即した生乳の生産により生乳需給の安定を図ることが一層重要となっていることを踏まえ、生乳の効率的な用途別計画生産の実施、需給見通しの精緻化に基づいた需給調整機能の強化、指定生乳生産者団体が主体となって行う流通の安定とコスト低減を図るための取組を推進する観点から、市町村における具体的な措置について記述するものとする。

肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化の措置については、肉用牛の地域内一貫生産の推進及び肉用牛の共同出荷体制の整備の推進のための措置等について具体的に記述するものとする。
- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、具体的措置について記述するものとする。
- (8) 酪農に関する事項又は肉用牛生産に関する事項のみをその内容とする市町村計画については、別記様式第4号のうち飼料の自給率の向上のための措置の部分を除き、当該事項について作成するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の4第3項において準用する法第2条の3第3項の規定により、都道府県知事に協議しようとするときは、別記様式第5号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び別記様式第6号の説明書を添えて都道府県知事に提出するものとする。

なお、協議については、原則として平成23年5月31日までに終了するよう努めるものとする。

第3 その他

- 1 都道府県知事は、市町村計画を作成することができる市町村の基準（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和29年農林省令第51号）第2条の2）に適合する市町村については、当該市町村計画を作成するよう当該市町村に対し助言するものとする。

この場合、酪農及び肉用牛生産の双方に関する事項をその内容とする市町村計画を作成することができる市町村については、市町村長に対し、当該市町村計画を作成するよう助言するものとする。

- 2 別記様式第1号及び様式第4号における「現在」欄については、原則として、平成20年度における「畜産統計」「畜産物流通統計」「作物統計」「耕地及び作付面積統計」等の各種統計を用いて記入し、「目標」欄については、平成32年度とする。

なお、記入時点については、「現在」及び「目標」欄とも期首（例えば2月1日）の数値とするが、「生乳の生産数量」「肉用牛の生産及び出荷頭数」等期間を伴う数値については、期間内数値（会計年度）を記入するものとする。

(参考) 「現在」

家畜の飼養頭数、戸数

平成21年2月1日現在

生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等
面積等

平成20年度(4月～3月)

平成20年度調査における各種資料

「目標」

家畜の飼養頭数、戸数

平成33年2月1日現在

生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等

平成32年度(4月～3月)

計 画 期 間

平成〇〇年度～平成〇〇年度

〇〇県（都道府）酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成〇〇年〇〇月

〇〇（都道府）県

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代化な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給率の向上に関する事項
 - 1 飼料需要見込量
 - 2 飼料給与
 - 3 飼料供給計画
 - 4 飼料基盤の確保等
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等
 - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第1の3の(1)の記載上の注意を参照の上、記述すること。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現 在 (平成 年度)					目 標 (平成 年度)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生 乳 生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生 乳 生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
合 計											

(注) 1. 区域名は、第1の3の(3)に定めるところにより行った区域区分とし、区域の範囲は市町村をもって表示すること。

また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には計画期間の平成32年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成20年度の数値を記入すること。以下、諸表において同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現 在 (平成 年度)									目 標 (平成 年度)								
		肉用牛		肉 専 用 種			乳 用 種 等			肉用牛		肉 専 用 種			乳 用 種 等				
		総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		
合 計																			

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種その他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名	経営概要									生産性指標					備考	
	経営形態	飼養形態				飼料生産				ふん尿処理方式	牛			土・草		
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積		経産牛1頭当たり乳量	更新産次	10a当たり生産量	経産内粗飼料自給率		粗飼料給与率
現在		頭以上				(ha)			ha		kg以上	産次以上	kg以上	%以上	%以上	
目標																
現在																
目標																

(注)「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名	経営概要									生産性指標						備考		
	経営形態	飼養形態				飼料生産				ふん尿処理方式	牛				土・草			
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積		分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	10a当たり生産量		経産内粗飼料自給率	粗飼料給与率
現在		頭以上				(ha)			ha		ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg以上	kg以上	%以上	%以上	
目標																		
現在																		
目標																		

(2) 肉専用種（又は乳用種・交雑種）肥育経営

方式名	経営概要							生産性指標							備考			
	飼養形態			飼料生産				牛					土・草					
	経営形態	飼養頭数	飼養方式	給与方式	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	肉質等級		10a 当たり生産量	経営内粗飼料自給率	粗飼料給与率
現在	頭以上						ha	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg以上	kg以上		kg以上	%以上	%以上		
目標																		
現在																		
目標																		

(注) 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には肉専用繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名	①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②
				③総数	④うち成牛頭数	
現在	戸	戸	%	頭	頭	頭
目標		()				
現在						
目標		()				
合計						
目標		()				

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の乳牛についての記載上の注意を参照の上、記述すること。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数						
						総数	肉専用種			乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種
肉専用種 繁殖経営	現	在	/	/	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	目	標										
	現	在	/	/								
	目	標										
肉専用種 肥育経営	合	計	現	在								
	目	標	/	/								
	現	在	/	()	/		()	()				
	目	標	/	()	/		()	()				
乳用種・交雑種 肥育経営	合	計	現	在								
	目	標	/	/								
	現	在	/	()	/		()	()				
	目	標	/	()	/		()	()				

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種肥育経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の肉用牛についての記載上の注意を参照の上、肉専用種繁殖経営、肉専用種肥育経営、乳用種・交雑種肥育経営及び一貫経営ごとに記述すること。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料需要見込量(目標年度)

区分	頭数 ①	1頭当たり 年間必要T DN量 ②	年間必要 TDN量 ③= ①×②	粗飼料給与率		粗飼料自給率		都道府県内産飼料から 供給されるTDN量				飼料自給率 ⑫= ⑪/③	現在の 飼料自 給率 ⑬	備考
				うち良質 ④	うち低質 ⑤	うち良質 ⑥	うち低質 ⑦	粗飼料		濃厚飼料 ⑩	計 ⑪=⑧ +⑨+ ⑩			
								うち良質 ⑧=③ ×④×⑥	うち低質 ⑨=③ ×⑤×⑦					
				単位	頭	k	kg	%	%	%	%			
乳牛	成牛													
	育成牛													
	計													
肉牛	繁殖雌牛													
	育成牛													
	計													
用牛	肉専用種													
	肥育乳用種													
	交雑種													
	計													
	合計													

- (注) 1. 区域ごとに記載する必要がある場合にあっては、区域ごとに記載すること。
 2. ①の頭数は、年間平均常時飼養頭数を記載すること。
 3. 育成牛は、繁殖用に供する目的で飼養しているもので繁殖雌牛以外のものをいう。
 4. 供給TDN量については県外に供給される分も含む。

2 飼料給与

(1) 飼料給与

		現 在	目 標
		TDNkg	TDNkg
都道府県内産飼料	粗飼料		
	牧草類(良質粗飼料)		
	稲発酵粗飼料(WCS)		
	野草		
	稲わら		
	その他		
	濃厚飼料		
	飼料用米		
	エコフィード等		
	その他		
	合 計		
都道府県外産飼料	粗飼料		
	輸入品		
	濃厚飼料		
	飼料用米		
	エコフィード等		
	輸入品		
	合 計		

(注) 1. 都道府県全体の数値を記入すること。

2. 食料・農業・農村基本計画における平成32年度の粗飼料自給率は100%を目標としているため、これとの整合性を図る観点からすれば、上表の中の粗飼料のうち輸入品の目標は、ゼロとすることが望ましい。

(2) 具体的措置

エコフィード（動物性タンパク質を除く。）の飼料としての利用促進のための具体的事項を記述すること。

3 飼料供給計画

(1) 飼料供給計画

区域名	区分	現在(平成 年)											目標(平成 年)											備考												
		飼料作物の作付面積				放牧面積					稲わら	飼料供給地面積 ③=①+②×0.1	乳牛換算1頭 当たり ④	飼料用米作付 面積	飼料作物の作付面積				放牧面積						稲わら	飼料供給地面積 ③=①+②×0.1	乳牛換算1頭 当たり ④	飼料用米作付 面積								
		田	畑		計①	林地	野草地	小計②	田	畑					その他	計	田	畑		計①	林地	野草地	小計②						田	畑	その他	計				
			稲発酵粗飼料(WCS)	普通畑														牧草地	稲発酵粗飼料(WCS)														普通畑	牧草地		
	飼料作物作付面積(ha)														(a)												(a)									
	野草地等面積(ha)																																			
	生産量(t)																																			
	生産量のTDN換算量(t)																																			
	10a当たり生産量(t)																																			
	10a当たりTDN量(t)																																			
合計	飼料作物作付面積(ha)																																			
	野草地等面積(ha)																																			
	生産量(t)																																			
	生産量のTDN換算量(t)																																			
	10a当たり生産量(t)																																			
10a当たりTDN量(t)																																				

- (注) 1. TDN換算量の諸元を備考欄に記入すること。
 2. 稲わらの面積の欄は利用面積、生産量の欄は飼料としての利用量を記入すること。
 3. ④=③÷乳牛換算頭数(乳牛飼養頭数+繁殖雌牛飼養頭数×0.7+繁殖雌牛以外の肉用牛飼養頭数×0.1)
 4. 飼料用米の欄は、乳牛及び肉用牛への仕向量を推計し記入すること。

(2) 具体的措置

- ア 稲発酵粗飼料や飼料用米等の飼料作物の作付け拡大を図るための具体的な方法について記述すること。
- イ コントラクターやTMRセンター等飼料生産組織の育成や粗飼料の広域流通体制の構築を図るための具体的な方法について記述すること。
- ウ 放牧の推進を図るための具体的な方法について記述すること。
- エ 国産稲わら等未利用資源の飼料利用の拡大を図るための具体的な方法について記述すること。

4 飼料基盤の確保等

(1) 飼料基盤の造成・整備計画

(単位：ha)

区域名	現在の飼料基盤面積				目標年度までの事業実施予定面積				
	牧草地	飼料畑	その他	計	造成	整備			計
						牧草地	飼料畑	その他	

(注) その他は、野草地や放牧に利用される林地等

(2) 具体的措置

- 酪農及び肉用牛経営の農地の集積・団地化の推進を図るための具体的方法について記述すること。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

集送乳の現状における問題点を改善するとともに、指定生乳生産者団体が主体となつて行う生乳流通の安定とコスト低減を図るための取組を推進する措置として、都道府県の実情を踏まえ、当該指定生乳生産者団体による取組との整合性及び他の都府県との連携も考慮しながら、集送乳路線の合理化、貯乳施設の再編整備、生乳検査施設の整備等の具体的措置について、可能な限り定量的に記述すること。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的措置

乳業工場の工場数、規模、立地の適正化、効率的施設への転換等について記述するとともに、牛乳・乳製品の製造コストの低減目標についても記述すること。

また、併せて、乳業施設の合理化については、具体的措置を記述すること

			工場数 (1日当たり生乳処理量2トン以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理能 力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
区 域 名	現 成	飲用牛乳を主に 製造する工場	〇〇工場	合 計	kg	kg	%	
			1工場平均					
	年 在 度	乳製品を主に製 造する工場	〇〇工場	合 計				
			1工場平均					
	目 成	飲用牛乳を主に 製造する工場	〇〇工場～〇〇工場 または 平成〇年度の〇割～〇割	合 計				
			1工場平均					
	年 標 度	乳製品を主に製 造する工場	平成〇年度の〇割程度	合 計				
			1工場平均					

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入すること。

(2) 牛乳・乳製品の安全性の確保

牛乳・乳製品の製造過程におけるHACCP手法の導入目標等、安全性向上のための具体的措置を記述すること。

(3) 需要の拡大

消費者に対する牛乳・乳製品の効用等の普及・啓発等、需要拡大の措置について記述すること。

(4) その他

その他乳業の合理化等に資する措置があれば記述すること。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 家畜市場の再編整備と機能の高度化

ア 家畜市場の現状

名 称	開 設 者	登 録 年 月 日	年 間 開 催 回 数 (延べ〇〇日)					年 間 取 引 頭 数 (平 成 〇〇 年 度)						
			肉 専 用 種		乳 用 種 等			(参 考)	肉 専 用 種		乳 用 種 等			(参 考)
			子 牛	成 牛	初 生 牛	子 牛	成 牛	子 豚	子 牛	成 牛	初 生 牛	子 牛	成 牛	子 豚
			回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	頭	頭	頭	頭	頭	
					()	()	()			()	()	()		
計	ヶ所													

(注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入すること。

2. 初生牛とは生後1~2週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。

3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入すること。

イ 家畜市場の再編整備目標

(ア) 目標年度における再編整備目標(機能の高度化等を含む。)について、具体的に記述すること。

(イ) 再編整備計画のある都道府県にあつては、その計画の概要を記述すること。

(2) 地域内一貫生産の推進

区 分	区域名	現 在 (平 成 年 度)					目 標 (平 成 年 度)						
		① 子牛生産 頭 数	生 産 子 牛 の 仕 向			肥 育 牛 出 荷 頭 数	① 子牛生産 頭 数	生 産 子 牛 の 仕 向			肥 育 牛 出 荷 頭 数		
			県内仕向	② うち区域 内仕向	県外仕向			②/①	県内仕向	② うち区域 内仕向		県外仕向	②/①
肉 専 用 種	計	雄											
		雌											
		計											
乳 用 種	計	雄											
		雌											
		計											
交 雑 種	計	雄											
		雌											
		計											

(注) 子牛生産状況の変化、交通事情の改善等を勘案し区域区分を設けなくとも差し支えない。

(3) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間稼働 日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/① %	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績 計		稼働率 ④/③ %
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
計	ヶ所												

(注) 1. 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。
2. 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

- (ア) 目標年における再編整備目標(部分肉流通・稼働率の向上を含む)及び再編整備計画のある都道府県にあっては、その計画の概要を記述すること。
(イ) 卸売市場整備計画のある都道府県にあっては、その計画の概要を記述すること。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区分 区域名	出荷頭数 ①	現在(平成年度)					②/①	出荷頭数 ①	目標(平成年度)					②/①				
		出荷先				県外			出荷先				県外					
		県内			食肉処理 加工施設 ②				家畜市場	その他	県内				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他	
		肉専用種	乳用種	交雑種							肉専用種	乳用種						交雑種
	頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	%					
肉専用種																		
乳用種																		
交雑種																		
合計																		

(4) 国産牛肉の需要の拡大

国産牛肉の有利性の確保と需要の拡大のための具体的措置を記述すること。

(5) その他

その他肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する必要な措置があれば記述すること。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

別記様式第2号
(都道府県計画を協議する場合)

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県(都道府)知事 印

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3第3項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(都道府県計画の変更協議をする場合)

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県(都道府)知事 印

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3第4項において準用する同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

〇〇県（都道府）酪農及び肉用牛生産の近代化計画協議説明書

1 農業の概況

(1) 農家戸数及び畜産農家戸数

区分	専兼別農家戸数				畜種別農家戸数								
	専業	兼業		計	区分	乳牛	肉用牛			豚	鶏		
		I兼	II兼				繁殖雌牛	その他	乳用種等		計	採卵	ブロイラー
戸数													
					戸数								
					頭(羽)数								

(注) 1. 鶏の飼養戸数とは、100羽以上の飼養戸数とし、羽数はこれらの農家が飼養する羽数とすること。

2. 肉用牛の繁殖雌牛とは、繁殖の用に供している全ての雌牛をいう。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。

(2) 農業生産状況

区分	合計	耕種										養蚕	畜産													
		米	麦類	雑穀 豆類	いも類	野菜	果実	工芸 農産物	飼料 作物	飼料 用米	その他		計	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	その他	計							
作付面積 (ha)	/																									
生産額 (千円)																										
生産額 構成比 (%)	100																									100

(注) 1. 本表の作成は農林水産省統計情報部「作物統計」及び「生産農業所得統計」によること。

2. 鶏は鶏卵と肉鶏（廃鶏を含む）との合計とする。また養蚕の作付面積欄には桑の作付面積を記入すること。

2 酪農及び肉用牛生産の状況

都道府県における乳牛及び肉用牛の飼養の状況、生乳及び肉用牛の生産及び流通の状況、飼料生産の状況等について記述すること。

3 その他参考となる事項

(1) 区域区分

区 分	〇 〇 区 域	〇 〇 区 域	〇 〇 区 域
区 域 の 範 囲			
自 然 的 条 件			
経 済 的 条 件			
そ の 他 の 条 件			

(注) 1. 区域の区分は、その区分の根拠となった諸条件の特徴を簡潔に記入すること。

2. 「区域の範囲」欄には、区域内の市町村名を連記すること。

(2) 酪農及び肉用牛生産に関する他の諸計画の概要

(3) その他

〇〇市（町村）酪農・肉用牛生産（酪農・肉用牛生産）近代化計画書

平成〇年〇月

〇〇県（都道府）〇〇市（町村）

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
 - 1 酪農経営
 - 2 肉用牛経営
- IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置
 - 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給率の向上のための措置
 - 1 飼料需要見込み量
 - 2 飼料給与
 - 3 飼料供給計画
 - 4 飼料基盤の確保等
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第2の3の(1)の基本的考え方を参照の上、記述すること。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現 在(平成 年度)					目 標(平成 年度)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
合計											

(注) 1. 成牛とは24か月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2. 生乳生産量は自家消費量を含め総搾乳量とする。

3. 「目標」欄には、平成32年度の計画値を、「現在」欄には原則として平成20年度の数値を記入すること。以下表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

(単位:頭)

地域名	地域の範囲	現 在(平成 年度)							目 標(平成 年度)								
		肉用牛		肉 専 用 種			乳用種等		肉用牛		肉 専 用 種			乳用種等			
		総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
合計																	

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛及び育成牛を含む。

2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名	経営概要									生産性指標					備考	
	経営形態	飼養形態				飼料生産			ふん尿処理方式	牛			土・草			
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化		作付延べ面積	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	10a当たり生産量	経営内粗飼料自給率		粗飼料給与率
現在		頭以上				(ha)			ha		kg以上	産次以上	kg以上	%以上	%以上	
目標																
現在																
目標																

(注)「備考」欄には「方式名」の欄に掲げる方式を適用すべき地域名等を記入すること。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名	経営概要									生産性指標					備考			
	経営形態	飼養形態				飼料生産			ふん尿処理方式	牛				土・草				
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化		作付延べ面積	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重		10a当たり生産量	経営内粗飼料自給率	粗飼料給与率
現在		頭以上				(ha)			ha		ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg以上	kg以上	%以上	%以上	
目標																		
現在																		
目標																		

(2) 肉専用種（又は乳用種・交雑種）肥育経営

方式名	経営概要							生産性指標							備考		
	経営形態	飼養形態			飼料生産			牛					土・草				
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	肉質等級		10a 当たり生産量	経営内粗飼料自給率
現状	頭以上					ha		ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg以上	kg以上		kg以上	%以上	%以上	
目標																	
現状																	
目標																	

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には肉専用繁殖経営の目標を参考に必要な項目を追加すること。

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地域名	① 総農家戸数	② 飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭数 ③/②
				③ 総数	④ うち成牛頭数	
現在	戸	戸	%	頭	頭	頭
目標		()				
現在						
目標		()				
合計						
現在						
目標		()				

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

第2の3の(4)の乳牛についての基本的考え方を参照の上、記述すること。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名		① 総農家数 戸	② 飼養農家 戸数	②/① %	肉用牛飼養頭数							
						総数 頭	肉専用種			乳用種等			
							計 頭	繁殖雌牛 頭	肥育牛 頭	その他 頭	計 頭	乳用種 頭	交雑種 頭
肉専用種 繁殖経営	現在 目標		/	/	/								
	現在 目標		/	/	/								

	合計 現在 目標		/	/	/								
肉専用種 肥育経営	現在 目標		/	()	/			()	()				
	現在 目標		/	()	/			()	()				

	合計 現在 目標		/		/								
乳用種・交雑種 肥育経営	現在 目標		/	()	/			()	()				
	現在 目標		/	()	/			()	()				

	合計 現在 目標		/		/								

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

第2の3の(4)の肉用牛についての基本的考え方を参照の上、肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営、肉専用種肥育経営、乳用種・交雑種肥育経営及び一貫経営ごとに記述すること。

V 飼料の自給率の向上のための措置

1 飼料需要見込量（目標年度）

区分	頭数 ①	1頭当たり 年間必要T DN量 ②	年間必要 TDN量 ③ =①×②	粗飼料給与率		粗飼料自給率		市町村村内産飼料から 供給されるTDN量				飼料自給率 ⑫= ⑪/③	現在の 飼料自 給率 ⑬	備考	
				うち 良質 ④	うち 低質 ⑤	うち 良質 ⑥	うち 低質 ⑦	粗飼料		濃厚飼料 ⑩	計 ⑪=⑧ +⑨+ ⑩				
								うち良質 ⑧= ③×④×⑥	うち低質 ⑨= ③×⑤×⑦						
乳牛	成牛	頭	kg	kg	%	%	%	%	kg	kg	kg	kg	%	%	
	育成牛														
	計														
肉牛	繁殖雌牛														
	育成牛														
	計														
用牛	肉専用種														
	肥育牛														
	乳用種														
	交雑種														
	計														
	合計														

- (注) 1. 地域ごとに記載する必要がある場合にあっては、地域ごとに記載すること。
 2. ①の頭数は、年間平均常時飼養頭数を記載すること。
 3. 育成牛は、繁殖用に供する目的で飼養しているもので繁殖雌牛以外のものをいう。
 4. 供給TDN量については市町村外に供給される分も含む。

2 飼料給与

(1) 飼料給与

		現 在	目 標
		TDNkg	TDNkg
市 町 村 内 産 飼 料	粗飼料		
	牧草類(良質粗飼料)		
	稲発酵粗飼料(WCS)		
	野 草		
	稲わら		
	その他		
	濃厚飼料		
	飼料用米		
	エコフィード等		
	その他		
合 計			
市 町 村 外 産 飼 料	粗飼料		
	輸入品		
	濃厚飼料		
	飼料用米		
	エコフィード等		
	輸入品		
合 計			

(注) 1. 市町村全体の数値を記入すること。

2. 食料・農業・農村基本計画における平成32年度の粗飼料自給率は100%を目標としているため、これとの整合性を図る観点からすれば、上表の中の粗飼料のうち輸入品の目標は、ゼロとすることが望ましい。

(2) 具体的措置

エコフィード（動物性タンパク質を除く。）の飼料としての利用促進のための具体的事項を記述すること。

3 飼料供給計画

(1) 飼料供給計画

地域名	区分	現在(平成 年)											目標(平成 年)											備考											
		飼料作物の作付面積				放牧面積					稲わら	飼料供給地面積 ③=①+②×0.1	乳牛換算1頭当たり	飼料用米作付け面積	飼料作物の作付面積				放牧面積						稲わら	飼料地面積 ③=①+②×0.1	乳牛換算1頭当たり	飼料用米作付け面積							
		田	畑		計①	林地	野草地	小計②	田	畑					その他	計	田	畑		計①	林地	野草地	小計②						田	畑	その他	計			
			稲発酵粗飼料(WCS)	普通畑														牧草地	稲発酵粗飼料(WCS)														普通畑	牧草地	
	飼料作物作付面積(ha)														(a)												(a)								
	野草地等面積(ha)																																		
	生産量(t)																																		
	生産量のTDN換算量(t)																																		
	10a当たり生産量(t)																																		
	10a当たりTDN量(t)																																		
合計	飼料作物作付面積(ha)																																		
	野草地等面積(ha)																																		
	生産量(t)																																		
	生産量のTDN換算量(t)																																		
	10a当たり生産量(t)																																		
10a当たりTDN量(t)																																			

- (注) 1. TDN換算量の諸元を備考欄に記入すること。
 2. 稲わらの面積の欄は利用面積、生産量の欄は飼料としての利用量を記入すること。
 3. ④=③÷乳牛換算頭数(乳牛飼養頭数+繁殖雌牛飼養頭数×0.7+繁殖雌牛以外の肉用牛飼養頭数×0.1)
 4. 飼料用米の欄は、乳牛及び肉用牛への仕向量を推計し記入すること。

(2) 具体的措置

- ア 稲発酵粗飼料や飼料用米等の飼料作物の作付け拡大を図るための具体的な方法について記述すること。
- イ コントラクターやTMRセンター等飼料生産組織の育成や粗飼料の広域流通体制の構築を図るための具体的な方法について記述すること。
- ウ 放牧の推進を図るための具体的な方法について記述すること。
- エ 国産稲わら等未利用資源の飼料利用の拡大を図るための具体的な方法について記述すること。

4 飼料基盤の確保等

(1) 飼料基盤の造成・整備計画

(単位：ha)

区域名	現在の飼料基盤面積				目標年度までの事業実施予定面積				
	牧草地	飼料畑	その他	計	造成	整備			計
						牧草地	飼料畑	その他	

(注) その他は、野草地や放牧に利用される林地等

(2) 具体的措置

- 酪農及び肉用牛経営の農地の集積・団地化の推進を図るための具体的方法について記述すること。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳流通の広域化が進展している状況や指定生乳生産者団体が主体となった集送乳の体制づくりの状況を踏まえて、指定生乳生産者団体の取組及び都道府県計画との整合性を図りながら、流通コストの低減に資するための具体的措置について記述すること。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛の出荷

ア 肉用牛の出荷形態

	現 在 (平成 年度)						目 標 (平成 年度)					
	系 統		生 産 者		家 畜 商		系 統		生 産 者		家 畜 商	
	子 牛	肥育牛	子 牛	肥育牛	子 牛	肥育牛	子 牛	肥育牛	子 牛	肥育牛	子 牛	肥育牛
肉専用種												
乳用種												
交雑種												

(注) 1. 「系統」欄には、農協を通じ家畜市場、食肉センター、卸売市場等に出荷するものを記入すること。

2. 「生産者」欄には、生産者自ら家畜市場、食肉センター、卸売市場等に出荷するものを記入すること。

イ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

	現 在 (平成 年度)						目 標 (平成 年度)					
	出荷頭数 ①	出 荷 先				②/①	出荷頭数 ①	出 荷 先				②/①
		県 内			県 外			県 内			県 外	
		食肉処理 加工施設 ②	家 畜 市 場	そ の 他				食肉処理 加工施設 ②	家 畜 市 場	そ の 他		
肉専用種 乳用種 交雑種	頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%

(注) 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

地域内一貫生産の推進等の肉用牛流通の合理化に係る措置について具体的に記述すること。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

別記様式第5号
(市町村計画の協議をする場合)

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の協議書

番 号
年 月 日

都道府県 知 事 殿

〇〇市(町村) 長 印

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第3項において準用する第2条の3第3項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(市町村計画の変更の協議をする場合)

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の協議書

番 号
年 月 日

都道府県 知 事 殿

〇〇市(町村) 長 印

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第3項において準用する第2条の3第3項及び第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式第6号

〇〇市（町村）酪農・肉用牛生産（酪農、肉用牛生産）近代化計画協議説明書

1 農業の概況

総農家戸数に対する畜種別の飼養農家割合、農業生産に占める畜産物の販売額等について下表を引用して記述すること。

(1) 農家戸数及び畜産農家戸数

区分	総農家戸数			畜種別農家戸数				飼養密度			
	専業	兼業		計 ①	乳牛 ②	肉用牛			②+③/①	②/①	③/①
		I兼	II兼			繁殖雌牛	その他	乳用種等 計③			
戸数											
頭数					()						

(注) 1. 肉用牛の繁殖雌牛とは、繁殖に供する目的で飼養している全ての牛をいう。なお、()内に24ヶ月齢以上の頭数を記入すること。

2. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。

(2) 農業生産状況

区分	耕種										養蚕	畜産						
	米	麦類	雑穀 豆類	いも類	野菜	果実	工芸 農産物	飼料 作物	飼料 用米	その他		計	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	その他	計
面積 (ha)																		
生産額 (千円)																		

(注) 1. 鶏は鶏卵及び肉鶏（産鶏を含む。）の合計とする。

2. 養蚕の面積欄には桑の作付面積を記入すること。

2 酪農及び肉用牛生産の概要

市町村における乳牛及び肉用牛の飼養の状況、生乳及び肉用牛の生産及び流通の状況並びに飼料の生産の状況について記述すること。

3 その他参考となる事項

集約酪農振興計画

別記様式第 1 号

集約酪農地域の指定（区域の変更、指定の解除）申請書

別記様式第 2 号

集約酪農振興計画の変更の協議申請書

別記様式第 3 号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則
第 3 条第 2 号の規定に基づく現況説明書

別記様式第 4 号

別記様式第 1 号

計画期間

平成〇〇年度～平成〇〇年度

〇〇集約酪農地域集約酪農振興計画書

平成〇〇年〇〇月

〇〇県（都道府）

I 区域の範囲

市 郡 名	町 村 名	市町村数
計		

(注) 地図上に集約酪農地域の区域を図示した資料を添付すること。

II 乳牛の飼養頭数の増加に関する事項

1 乳牛の飼養頭数の目標

現 在 (平成00年度)							目 標 (平成00年度)						
総農家数 ①	飼 養 農家数 ②	乳 牛 頭 数			普及率 ②/①	経産牛率 ③/④	1戸当たり 飼養頭数 ④/②	飼 養 農家数 ⑤	乳 牛 頭 数			経産牛率 ⑥/⑦	1戸当たり 飼養頭数 ⑦/⑤
		経産牛 ③	未經産牛	計④					経産牛 ⑥	未經産牛	計 ⑦		
戸	戸	頭	頭	頭	%	%	頭	戸	頭	頭	頭	%	頭

(注) 1. 未經産牛には子牛を含む、以下諸表において同じ。

2. 「目標」欄には計画期間の最終年度の計画数値を、「現在」欄には計画策定時において利用可能な至近の年度の数値を記入すること。なお、記入の時点は、「現在」欄「目標」欄とも期首(例えば2月1日)の数値とするが「生乳生産量」等期間を伴う数値については、期間内数値(例えば年度内数量)を記入すること。以下諸表において同じ。

2 生乳の生産数量の目標

現 在 (平成 年度)					目 標 (平成 年度)				
総頭数	成牛頭数	経産牛 頭 数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛 頭 数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生乳生産量
頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t

(注) 1. 成牛とは24カ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2. 生乳生産量は自家消費量を含め総搾乳量とする。

(2) 具体的措置

- ア 稲発酵粗飼料や飼料用米等の飼料作物の作付け拡大を図るための具体的な方法について記述すること。
- イ コントラクターやTMRセンター等飼料生産組織の育成や粗飼料の広域流通体制の構築を図るための具体的な方法について記述すること。
- ウ 放牧の推進を図るための具体的な方法について記述すること。
- エ 国産稲わら等未利用資源の飼料利用の拡大を図るための具体的な方法について記述すること。

2 飼料基盤の確保等

(1) 飼料基盤の造成・整備計画

(単位：ha)

区 域 名	現在の飼料基盤面積				目標年度までの事業実施予定面積				
	牧草地	飼料畑	その他	計	造成	整 備			計
						牧草地	飼料畑	その他	

(注)その他は、野草地や放牧に利用される林地等

(2) 具体的措置

- 酪農及び肉用牛経営への農地の集積・団地化の推進を図るための具体的な方法について記述すること。

IV 集乳及び乳業の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

集送乳の現状における問題点を改善するとともに、指定生乳生産者団体が主体となった生乳流通を推進する措置について記述するものとし、特に、貯乳施設の再編整備及び生乳検査体制の整備については、都府県の区域を越えた広域生乳流通に対応したものであることが必要であることを踏まえて記述すること。

また、指定生乳生産者団体が主体となって行う取組等との整合性を図りながら記述すること。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的推進方策

乳業工場の工場数、規模、立地の適正化、効率的施設への転換等について記述すること。

		工場数 (1日当たり生乳処理量2トン以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考	
区 域 名	現 成	飲用牛乳を主に 製造する工場	〇〇工場	kg	kg	%		
			合 計					
	年 在 度	乳製品を主に製 造する工場	〇〇工場					
			合 計					
	目 成 年 標 度	飲用牛乳を主に 製造する工場	〇〇工場～〇〇工場 または 平成〇年度の〇割～〇割	合 計				
			1工場平均					
乳製品を主に製 造する工場		平成〇年度の〇割程度	合 計					
		1工場平均						

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入すること。

(2) その他

その他乳業の合理化等に資する事項があれば記述すること。

V 乳牛の改良増殖施設及び保健衛生施設の整備に関する事項

1 家畜改良増殖施設の整備計画

2 家畜保健衛生施設（家畜診療所等を含む。）の整備計画

3 その他関連施設の整備計画

VI 酪農経営の指導組織の整備に関する事項

現行における指導体制の問題点等から具体的な整備方針を記述すること。

別記様式第2号

〇〇集約酪農地域の指定（区域の変更又は指定の解除）申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県（都道府）知事 印

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第3条第1項（第4条第1項又は第6条）の規定に基づき、〇〇集約酪農地域の指定（区域の変更又は指定の解除）を受けたいので、関係書類を添えて申請する。

別記様式第3号

〇〇集約酪農振興計画の変更の協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県（都道府）知事 印

〇〇集約酪農振興計画を変更したいので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式第4号

集約酪農地域現況説明書

集約酪農地域名	
計画策定主体	

1 自然的、経済的条件

自然気象条件、地勢、地質等の自然的条件並びに産業及び交通等経済条件の概要について記述すること。

2 酪農の状況

(1) 酪農家戸数

区域内市町村名	総農家数①	酪農家②	②/①
	戸	戸	%
計			

(注) 数値の出所及び時点を明記すること。以下諸表において同じ。

(2) 農用地利用状況

区域内市町村名	農用地					野草地 ④	飼料供給地面積 ⑤=③+④ ×1/10	乳牛飼養頭数 ⑥	乳牛1頭当たり飼料供給地面積 ⑦=⑤/⑥	県(都道府)乳牛1頭当たり飼料供給地面積 ⑧	飼料用米作付面積	備考
	田	うち、飼料作物の作付地面積 ①	畑	うち、飼料作物の作付地面積 ②	飼料作物の作付地面積 ③=①+②							
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	頭	a	a	ha	
計												

(注) 1. ④については現在乳牛の放牧又はその飼料の用に供している野草地面積を記入すること。

2. ①、②、③及び④については、いずれも乳牛向けの面積のみを記入すること。

(3) 生乳生産数量及び集乳時間

区域内 市町村名	生乳生産数量			集乳時間	
	乳牛頭数	経産牛1頭当たり 産乳量(1日当たり)	総生乳生産量 (1日当たり)	区域内最遠酪 農家までの距 離(km)	同左の生乳輸送 時間(時間)
	頭	kg	kg		
計					

(4) 集乳組織の概要

3 その他参考となる事項